

中型まき網漁業の許可方針

令和2年11月30日制定

(趣旨)

第1 千葉県海面における中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第1号に掲げる中型まき網漁業をいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。ただし、県外船に係る許可については、別途定めるところによるものとする。

(許可等をすべき船舶等の数の考え方)

第2 許可の一斉更新においては、次の(1)の隻数から(2)の隻数を差し引いた隻数を操業区域ごとに定める。

- (1) 一斉更新を迎える許可等の隻数
- (2) 廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

2 許可の有効期間の途中においては、公示隻数を抑制する観点から、原則として新たな許可等をするための追加的な公示は行わないものとする。

(新規の許可等に係る制限措置)

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

- (1) 漁業種類 中型まき網漁業（1そうまき又は2そうまき（現に許可等を受けている内容に限る。））
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。
- (3) 船舶の総トン数 5トン以上40トン（銚子市地先から野島埼灯台正南の線までの海域にあっては、15トン）未満の範囲において現に交付されている許可証又は認可を通知する書面に記載されている総トン数以下。現に許可等を有しない場合は、従前の合計許認可総トン数を超えない範囲の総トン数。
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域		漁業を営む者の資格
1	銚子市地先から富津市富津岬突端（北緯35度18分46秒東経139度47分5秒の点）、第1海堡中心点（北緯35度18分54秒東経139度46分8秒の点）、第2海堡中心点（北緯35度18分43秒東経139度44分31秒の点）、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次結んだ線に至る間の千葉県海面	千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が銚子市から富津市までの区域にある者
2	館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点を結んだ線以北の千葉県海面	千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が館山市から浦安市までの区域にある者
3	南房総市野島埼灯台正南の線から富津市富津岬突端（北緯35度18分46秒東経139度47分5秒の点）、第1海堡中心点（北緯35度18分54秒東経139度46分8秒の点）、第2海堡中心点（北緯35度18分43秒東経139度44分31秒の点）、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次結んだ線に至る間の千葉県海面	千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が銚子市から富津市までの区域にある者

(許可等の申請期間)

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

(許可等の条件)

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

東京内湾における最低水面下水深8メートルの等深線以浅の海域においては、操業してはならない。【第3の操業区域2に適用】

2 第3の操業区域1には、次の条件を付けることがある。

南房総市野島埼灯台正南の線以西の海域においては、操業してはならない。

(新規の許可等に係る許可の基準)

第6 第3に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第11条第5項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

(1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

(2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合

(3) 次のいずれかの場合

ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合

イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）

(4) (1)～(3)以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合

(5) (1)～(4)以外の場合

(許可等についての適格性に係る船舶等の基準)

第7 規則第10条第1項第5号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。

定めなし

(許可の有効期間)

第8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、規則第7条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第14条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

(変更の許可)

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合に限り許可するものとする。

(1) やむを得ない場合の1トン以内の増トン

改造等によりやむを得ず、1隻につき1トン以内の範囲内において、その総トン数を増加しようとする場合。ただし、過去に増トンしている場合はその増トン分も含めて1トン以内となる場合に限る。

(2) 漁業の方法の変更

2 そうまき漁法から1 そうまき漁法への変更であって、次の要件を全て満たす場合。

ア 2 そうまきの許可の一方の廃業を見合いとしていること。

イ 1 そうまきの許可を受けようとする船舶の総トン数が2 そうまきの許可船舶2隻のうち、いずれか大きいほうの総トン数を超えていないこと。

なお、アで廃業する1隻については、2そうまき漁法への復活のための猶予期間として、5年を上限として起業の認可を認めるものとし、この間は、1そうまき漁法から2そうまき漁法への変更を認めるものとする。

(3) その他

(1) 及び(2)以外の場合であって、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるとき。

(承継の許可)

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

(許可等の申請)

第11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (10) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
- (11) 附属船報告書

(附属船)

第12 附属船（運搬船及び魚探船をいう。）は網船1統につき5隻以内とする。

(資源管理の状況等の報告)

第13 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年、漁業時期終了後2ヶ月以内（2月末まで）に資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 中型まき網漁業の許可及び起業の認可方針（昭和45年7月7日施行）（以下「旧方針」という。）は、令和2年11月30日限りで廃止する。ただし、旧方針第8の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 令和3年12月1日一部改正

中型まき網漁業の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

千葉県知事

様

氏名（法人にあっては、その名称）

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数	最盛期の従業者数(船団1統当たり)
令和 年 月から	第 号	丸	CB2-	トン	人
令和 年 月まで	第 号	丸	CB2-	トン	平均年齢 才

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況														
2 漁業生産の実績等（※魚種名は主な2魚種について個別に記入し、2魚種以外はその他に記入）														
区分	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
操業日数														
魚種名※	漁獲量(トン)													
	漁獲金額(千円)													
その他	漁獲量(トン)													
	漁獲金額(千円)													
合計	漁獲量(トン)													
	漁獲金額(千円)													
主 な 水 揚 港														
主 な 漁 場														
水 深														

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

上記のとおり水揚げしたことを証明します。

漁業協同組合代表理事組合長

中型まき網漁業

漁業種類：中型まき網漁業（1そうまき又は2そうまき（現に許可等を受けている内容に限る。））

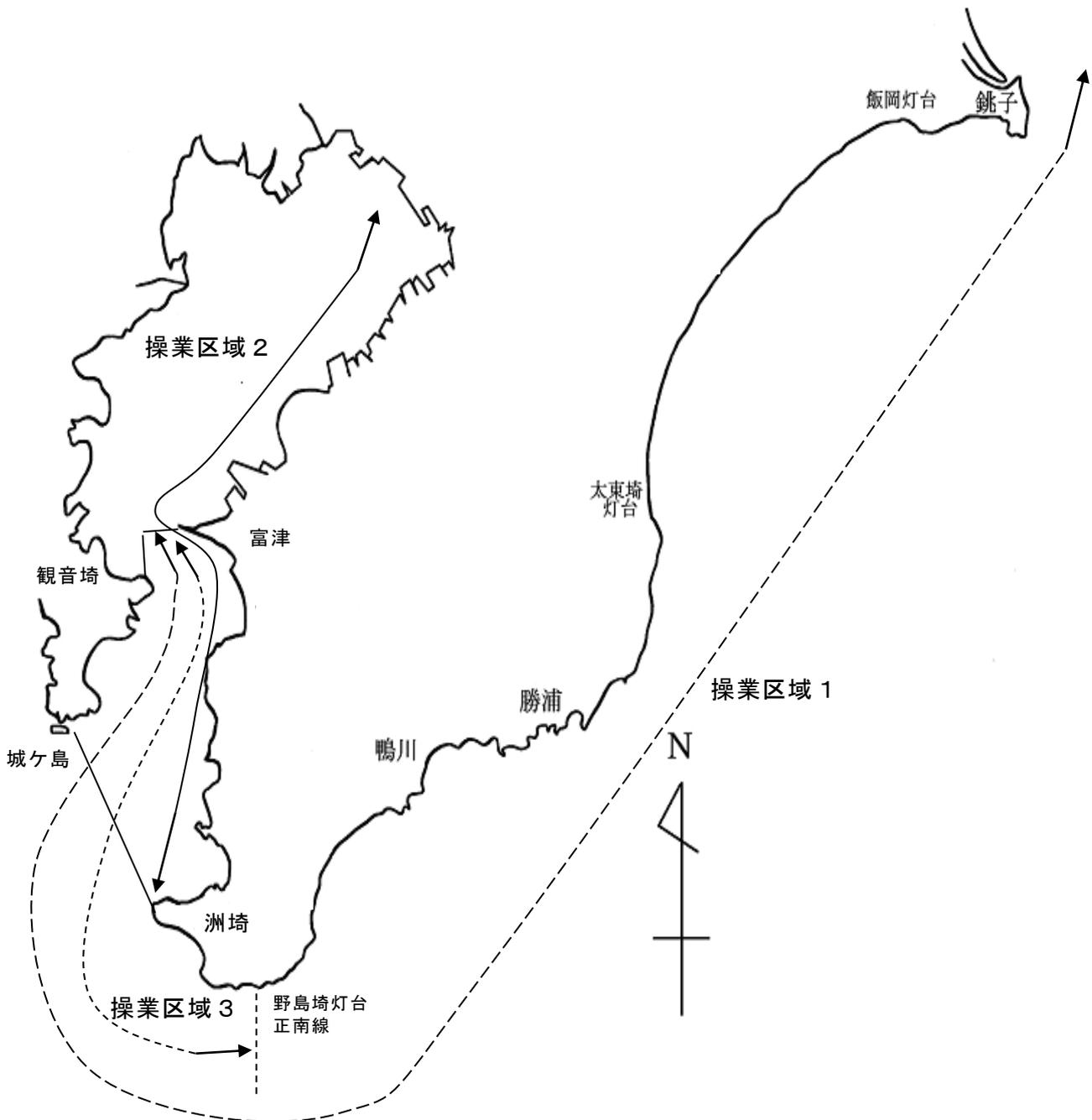
船舶の総トン数：5トン以上40トン（銚子市地先から野島埼灯台正南の線までの海域にあつては、15トン）未満の範囲において現に交付されている許可証又は認可を通知する書面に記載されている総トン数以下

推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり

漁業時期：周年

漁業を営む者の資格：県内に住所を有し、船舶根拠地が操業区域の区分に応じた範囲にある者



許可等の条件：東京内湾の水深8m以浅操業禁止【操業区域2】

中型まき網漁業の許可取扱要領（県外船）

令和2年11月30日制定

（趣旨）

第1 中型まき網漁業の許可方針（令和2年12月1日施行。以下「方針」という。）第1
ただし書に規定する県外船の中型まき網漁業の許可等に関する取扱いについては、この
要領の定めるところによる。

（新規の許可等に係る制限措置）

第2 千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第11条
第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

- （1）漁業種類 中型まき網漁業（1そうまき又は2そうまき（現に許可等を受けている内
容に限る。））
- （2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 千葉・茨城両県における中型まき網漁業
及び小型まき網漁業の相互入会操業についての協定（以下「協定」という。）における入会
統数を踏まえ都度定める。
- （3）船舶の総トン数 5トン以上15トン未満
- （4）推進機関の馬力数 定めなし
- （5）操業区域 協定に定める入会海域
- （6）漁業時期 協定に定める入会操業期間
- （7）漁業を営む者の資格 茨城県内に住所を有し、かつ、その船舶につき、茨城県知事に
よる中型まき網漁業の許可を受けている者

（許可等の申請期間）

第3 規則第11条第2項に規定するこの漁業の許可等の申請すべき期間は、協定の内容を
踏まえ、別に定める。

（許可の有効期間）

第4 この漁業の許可の有効期間は、5年を超えない範囲において、協定の有効期間と同一
の期間とする。

（その他）

第5 本要領に定めのない項目の取扱いについては方針に準ずる。

附 則

- 1 この要領は、令和2年12月1日から施行する。